

美浜町議会議長 竹仲 良廣 様

**大阪地裁判決と、それを踏まえた美浜原発3号の地震動評価に関する緊急要望書
規制庁と関電の説明を聞くだけで済ませず
原告住民からも説明を聞く場を設定すること**

大阪地裁の判決に全国の人々が注目し、原子力規制の在り方が根本から問われています。同時に、老朽原発の再稼働について、美浜町議会の判断に全国から厳しい視線が注がれています。拙速に同意の判断を出すのではなく、住民の安全を守るため、初の原発設置許可の取り消しを命じた判決と真摯に向き合い、慎重な議論を求めます。

12月4日、大阪地方裁判所は、大飯原発3・4号の設置許可を取り消すよう命じる判決を出しました。判決では、原子力規制委員会自らが定めた「審査ガイド」を無視した「調査審議及び判断の過程には、看過し難い過誤、欠落がある」と厳しく批判しています。

福井県在住の原告2名は昨日（12月8日）午前に、議長に「判決を尊重し、老朽原発美浜3号の再稼働に同意しないよう求める緊急要望書」を提出しました。議長は「判決は重く受け止めている」と述べて受け取られましたが、9日の特別委員会、15日の議会最終日に請願の審議・採択を控えていると、決まったスケジュールを前提にされていました。

そして午後からは、急きょ全員協議会が開かれました。議長が規制庁福井担当者と関西電力を呼び、判決についてと美浜3号の安全性について説明を求め、1時間半にわたって議論がなされました。規制庁と関電は、自らの主張が判決で否定されたにも関わらず、「地震規模（地震モーメント）は平均値（入倉・三宅式）で出しているが、断層の長さ・面積・アスペリティの位置等のパラメータで『不確かさ』を保守的に評価している」「審査は間違っていない」と繰り返しました。判決以前と何も変わっていません。判決に真摯に向き合おうとする姿勢は皆無です。

大阪地裁の判決は、「ばらつき」と「不確かさ」は、別の概念であること、「経験式が有するばらつきについて検討した形跡はなく」、検討したことを示す議事録もないこと等、具体的に規制委員会の審査を批判しています。

全員協議会の議論の中で議員から「規制庁が説明していることを判決は否定している。ガイドに沿って厳しく審査すべきと指弾している」との発言もありました。また、複数の議員は、「判決について議論するのに、規制庁と関電だけの話を聞くのは一方的。原告住民側の話も聞くべきだ」と求められました。

老朽原発美浜3号の基準地震動についても、議員から「現行の基準地震動993ガルは、ばらつきを考慮すればもっと大きくなるのか？」と質問が出されましたが、ここでも規制庁は、「パラメータを保守的に評価してやっている」と繰り返すだけでした。

美浜3号は大飯3・4号と同じく、平均値（入倉・三宅式）で地震規模を評価しているだけです。「審査ガイド」に即してばらつきを考慮すれば、993ガルは1,330ガルに跳ね上がり、耐震安全性は確保できず、地震で原発が壊れる危険があります。

昨日の全員協議会を踏まえ、裁判のもう一方の当事者である原告住民からも説明を聞き、判決内容と美浜原発3号の危険性について慎重に議論する場を設定されるよう求めます。

2020年12月9日 おおい原発止めよう裁判の会（原告・支援者）

連絡先（美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会気付）

大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL：06-6367-6580 FAX：06-6367-6581